

指定介護予防支援事業所

さくらホームおおの家 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社 親和が開設する居宅介護支援事業所さくらホームおおの家（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）は、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう事業所の介護支援専門員又はその他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、適切な介護予防支援を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。
- (2) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- (3) 事業の実施にあたっては、常に利用者の立場に立って、市町村、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、近隣住民との綿密な連携を図るよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 居宅介護支援事業所 さくらホームおおの家
- (2) 所在地 兵庫県相生市大谷町1番20号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（主任介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援専門員の提供に当たるものとする。

(営業日及び営業時間等)

第5条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、8月13日から16日まで、及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- (3) 電話等により、営業日以外も24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防支援事業の提供方法及び内容、利用料等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合は、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 居宅介護支援事業所 さくらホームおおの家の事務室及び利用者の居宅
 - (2) 使用する課題分析票の種類 介護予防サービス計画ガイドライン等活用した独自の課題分析票
 - (3) 介護予防サービス計画
原案の作成 利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ介護予防サービス計画の原案を作成する。
 - (4) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所及び利用者の居宅、入院先
 - (5) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 要支援1回以上／3月
 - (6) モニタリングの結果記録 要支援1回以上／6月
 - (7) 指定居宅サービス事業者、医療機関その他の者との連絡調整
- 2 次条の通常のサービス提供地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定介護予防支援に要した交通費は、通常事業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、相生市内とする。

(事故発生時の対応)

第8条 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告する。

(苦情・ハラスメント処理)

- 第9条 事業所は、提供した指定介護予防支援または自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者またはそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定介護予防支援に関し、介護保険第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定居宅サービスまたは指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
 - 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が

行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置を適切に実施するための担当者の設置。
 - (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 兵庫県介護支援専門員の専門研修（Ⅰ・Ⅱ）
 - (2) 採用時研修採用後1ヶ月以内
 - (3) 虐待防止に関する研修年2回
 - (4) 権利擁護に関する研修年1回
 - (5) BCPに関する研修年1回
 - (6) 感染症に関する研修年2回
- (2) その他の研修
- 1 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 2 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
 - 3 事業所は、指定介護予防支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定介護予防支援を提供した日をいう）から最低5年間は保存するものとする。
 - 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社親和法人与事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は感染症や非常災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定介護予防支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を作成する。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(衛生管理)

- 第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。